

SCARDA 事業における
病原体・検体等(分離同定された病原体や病原
体が含まれる恐れのある臨床検体、環境検体)の
運搬に関する手順書
(第1版)

令和8年3月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED)
先進的研究開発戦略センター(SCARDA)

この手順書はワクチン、治療薬、診断薬の研究開発等のための病原体の国内運搬や、感染症の確定検査等を目的とした臨床検体や環境検体の円滑な国内運搬を目的としてSCARDA事務局が作成したものです。病原体・検体等の運搬には国内関連法規や国際的な法規を遵守する必要があるため、それぞれのガイドラインも参考にしてください。また、安全で円滑な運搬のためには、個々の機関、大学等の実情に合わせた手順書の整備や、体制整備が必要となります。

本手順書の位置づけ

本手順書はSCARDA事業に採択された研究者が採択課題において病原体及び病原体の含まれる可能性のある臨床検体、環境検体を国内で運搬する際に必要な手順を解説したものである。以下、本手順書では運搬する対象物を病原体・検体等と記す(毒素も含む)。本手順書では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律¹(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び家畜伝染病予防法²(以下、家伝法)に加え、いくつかの規則やガイドラインに従って病原体・検体等の具体的な運搬手順を解説している。各規則・ガイドラインは該当箇所の脚注や第9 その他に記載の出典を参照すること。

なお、感染症法における特定病原体等(一種病原体等から四種病原体等)は、臨床検体を含んでいないことに留意すること。特定病原体等の運搬については、運搬時の容器や運搬等の基準が同法令により定められており、「特定病原体等の安全運搬マニュアル³」等も合わせて参照すること。

なお、感染症法で一種病原体等に分類される病原体の所持は禁止されており、公益上必要な試験研究を行う指定された施設のみ所持が許可されているため、この手順書では言及しない。

¹ e-gov「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114>) (閲覧日:2025年3月19日)

² e-gov「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)」
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC1000000166>) (閲覧日:2025年3月18日)

³ 厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課「特定病原体等の安全運搬マニュアル」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164585.pdf>) (閲覧日:2025年3月18日)

はじめに

病原体・検体等の運搬に関しては、送付する病原体・検体等のバイオセーフティレベル(以下、BSL)や関連する法律、ガイドライン等を把握し、それに応じた対応を行う必要がある。そのため、機関や大学において病原体・検体等の運搬の手續や梱包を担当する者を予め指名し、作業内容を熟知させておく必要がある。あわせて、病原体・検体等の運搬に適合した容器の準備を行い、業者に運搬を依頼することが想定される場合には業者の一覧を作成し、必要に応じて当該業者と予め具体的な手續き、担当者等の連絡先を確認しておく。なお、病原体の分与により病原体を搬入する施設は、病原体の BSL に応じた規格を満たしている必要がある。

第1. 病原体・検体等の所持に際して必要な手續き

病原体を運搬する際に、受取機関が以下のような要件を満たすことを事前に確認する必要がある。

運搬により病原体・検体等を受け取る国内の機関は、本手順書で述べる病原体・検体等の運搬に関する手續に加え、感染症法及び家畜伝染病予防法⁴(以下、家伝法)で規定された病原体所持に係る以下の義務が発生することに留意されたい。また、特定病原体等の種類に応じ、適切に保管、使用、運搬、滅菌等を行うための基準の遵守や、感染症の発生・まん延防止のための管理体制の構築が求められている。

- (1) 二種病原体等を所持する場合、運搬手續きを開始する前に厚生労働大臣への二種病原体等所持許可申請書の厚生労働省への事前申請と許可が必要となる⁵。(感染症法に係る対応)
- (2) 三種病原体等の所持に関しては運搬により所持施設へ搬入後 1 週間以内に所轄厚生局へ所持の届け出が必要となる⁶。(感染症法に係る対応)
- (3) 四種病原体等の場合、厚生労働省への事前申請や厚生局への所持届出は必要ない。(感染症法に係る対応)
- (4) 家畜伝染病病原体を所持する場合は運搬手續きを開始する前に農林水産省へ所持許可の申請を行い、許可証の交付を受ける⁷。(家伝法に係る対応)
- (5) 届出伝染病等病原体の所持に関しては運搬により所持施設へ搬入後 1 週間以内に農林水産省へ所持の届出が必要となる⁸。(家伝法に係る対応)

⁴ e-gov「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)」
(<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC1000000166>) (閲覧日:2025 年 3 月 18 日)

⁵ 厚生労働省「二種病原体等の所持等における必要な手續き等」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164579.pdf>) (閲覧日:2025 年 8 月 26 日)

⁶ 厚生労働省「三種病原体等の所持等における必要な手續き等」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/3104150521.pdf>) (閲覧日:2025 年 8 月 26 日)

⁷ 農林水産省「家畜伝染病病原体の所持等における必要な手續き等」
(https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-35.pdf) (閲覧日:2025 年 11 月 20 日)

⁸ 農林水産省「届出伝染病等病原体の所持等における必要な手續き等」
(https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-10.pdf) (閲覧日:2025 年 11 月 20 日)

- (6) 監視伝染病病原体を国内の機関に再分与する際には、荷受人が動物検疫所へ申請し許可される必要がある。

第2. 病原体・検体等の運搬上の分類

病原体・検体等の運搬に関する分類は、国連勧告である「危険物の輸送に関する国連勧告-モデル規則^{9,10,11}(以下、モデル規則)」に記載されている。本手順書ではこの勧告に則り、運搬する病原体・検体等の分類(カテゴリー分類(参考 2))を示す。なお、本邦では感染症法および家伝法において、それぞれ特定病原体等または監視伝染病病原体が指定されており、運搬等に際しての規制が存在する。本手順書では特定病原体等の内、二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等に含まれる病原体・毒素並びに監視伝染病病原体も、国連の勧告および WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス^{12,13}(以下 WHO のガイダンス)、国内法などを基に以下の通りに分類する。

(ア) カテゴリーA

健康なヒトまたは動物に恒久的な障害や生命を脅かす様な、あるいは致死的な疾病を引き起こす可能性のあるものとモデル規則で定義しており、以下のものが含まれる。

- (1) WHO のガイダンスに例示されている病原体または臨床検体¹⁴(具体例は参考 3 を参照)
- (2) 感染症法に規定されている一種病原体等から四種病原体等に含まれる特定病原体等(具体例は参考 4 を参照)
- (3) 家伝法で規定されている監視伝染病病原体(具体例は参考 5 を参照)
- (4) (1)~(3)以外で各機関や大学においてカテゴリーA と判断された病原体・検体等

⁹ UNECE「Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS Model Regulations Volume I Twenty-third revised edition」(https://unece.org/sites/default/files/2023-08/ST-SG-AC10-1r23e_Vol1_WEB.pdf) (閲覧日:2025年11月21日)

¹⁰ UNECE「Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS Model Regulations Volume II Twenty-third revised edition」(https://unece.org/sites/default/files/2023-08/ST-SG-AC10-1r23e_Vol2_WEB.pdf) (閲覧日:2025年11月21日)

¹¹ 独立行政法人労働者健康安全機構「国連危険物輸送勧告(TDG)」(<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/tdg/tdg.html>) (閲覧日:2025年11月21日)

¹² WHO「Guidance on regulations for the transport of infectious substances, 2023-2024」(<https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/376214/9789240089525-eng.pdf?sequence=1>) (閲覧日:2025年3月18日)

¹³ 国立感染症研究所「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」(https://www.niid.jhs.go.jp/publications/byougen-kanri/WHOguidance_transport13-14.pdf) (閲覧日:2026年2月16日)

¹⁴ 参考 3 において病原体名に(cultures only)と記載がある場合は分離・培養された病原体のみについてカテゴリーA に該当する。病原体名のみが記載されている場合は、感染疑いのある臨床検体・環境検体であってもカテゴリーA に該当する。

(イ) カテゴリーB

カテゴリーBには以下のものが含まれる。

- (1) 感染性を持つ内容物が含まれ、それらがカテゴリーAに含まれないもの
- (2) 感染症が疑われる患者、動物から採取された臨床検体及び環境検体(ただし、カテゴリーAで運搬することが妥当と判断された検体を除く。)

(ウ) カテゴリーA または B に該当しないが基本三重梱包が必要な病原体・検体等

以下に掲げるものは、カテゴリーA または B に非該当だが運搬に際しては基本三重梱包(第 4、参考 6)が必要と考えられる(基本三重梱包が必要と考えられる具体的な例は参考 7 を参照。基本三重梱包も不要と考えられるものの具体例は参考 8 を参照。)

- (1) ヒトや動物に対して非病原性の微生物を含む物質
- (2) 試料中に含まれる病原体が中和又は不活化され、健康へのリスクを喪失した状態の物質
- (3) 病原体を含む可能性が極めて低いと考えられる臨床検体
- (4) 大きな感染リスクがあるとは考えられない環境検体(食品や水の試料を含む。)
- (5) (1)～(4)以外で各機関や大学においてカテゴリーA または B に該当しないと判断されたもの


第3. 容器及び梱包の基準

カテゴリ-A または B に分類された病原体・検体等の運搬に際しては、基本三重梱包が必須である。基本三重梱包に用いる2次容器、3次容器はカテゴリ毎に容器規格が指定されている。2次容器と3次容器のセットでの規格となっており、適合した組み合わせ(購入時の組み合わせ)から変更して利用できないことに留意する。

なお、これ以降、運搬に用いる1次容器、2次容器、3次容器、Overpack を運搬容器と総称する。

- (1) カテゴリ-A: 国連の「モデル規則⁹⁾」における包装基準 P620 に準拠した包装容器。3次容器表面に国連規格容器のシンボルが印刷されている。

例) 国連規格容器のシンボル¹⁵⁾

	4G / Class 6.2 / 10 / GB / 2470
このマークは以下からなる：	
<ul style="list-style-type: none">• 国連規格容器のシンボル• 包装容器の種別を示す記号（この例ではファイバーボード・ボックス（4G））• この包装容器が、カテゴリ-A の感染性物質輸送用の要件を満たしていることの確認試験を、特に受けていることを示す表示（Class 6.2）• 製造年の最後の2桁の数字（この例では2010年）• このマークの貼付を許可した国の管轄当局（この例ではGB、すなわち英国）• 管轄当局によって定められた製造業者コード（この例では2470）	
使用者には、包装容器の充填方法や、輸送の準備に関する詳細な取り扱い説明と共に提供されなければならない。	

- (2) カテゴリ-B: モデル規則の包装基準 P650 に準拠した包装容器。カテゴリ-A 用包装容器を用いてカテゴリ-B の感染性物質を送付することも可能である¹⁶⁾。ただし、「第4. 梱包手順」で述べる運搬容器への標示はカテゴリ-B としての記載が必要。
- (3) カテゴリ-A、B に該当しない生物由来物質や検体等など: 防漏性の1次容器、1次容器の破損を防ぐ措置、堅牢で防漏性を有する2次容器、2次容器を収納可能な適正な3次容器の使用が必要である。これらの要件を満たすため、カテゴリ-A、またはカテゴリ-B の運搬容器を用いることを推奨する。

※感染症法上の特定病原体等は全て、カテゴリ-A 基準での梱包が必要である。特定病原体等(一種病原体等から四種病原体等まで)の施設外への運搬時の容器と梱包の基準は特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準¹⁷⁾(平成19年厚生労働省告示第209号)で定められているが、カテゴリ-

¹⁵⁾ 感染研「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」

(https://www.niid.jihs.go.jp/publications/WHOGuidance_transport13-14.pdf) (閲覧日: 2025年8月26日) 図2を引用

¹⁶⁾ カテゴリ-A 用包装容器の方が厳格な規格であり、カテゴリ-A 用包装容器であればカテゴリ-B の規格を満たすため。

¹⁷⁾ 厚生労働省「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準(平成19年厚生労働省告示第209号)」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79aa9117&dataType=0&pageNo=1) (閲覧日: 2025年3月18日)

A 運搬容器は同法の基準をクリアしている。

※また、家伝法の監視伝染病病原体もカテゴリーA 基準での梱包が必要である。

第4. 梱包手順

基本三重梱包は病原体・検体等を直接格納する容器を1次容器とし、それを2次容器、3次容器で覆うことで運搬時の安全性を担保する。JIHS のホームページでも解説されており¹⁸、参考にされたい。

(ア) 1次容器

- スクリューキャップ型の防漏性容器を用いる。
- 容器に内容物、内容量をラベルする。
- パッキン付きアウターキャップ式のチューブが推奨される。
- ポリプロピレン製、ポリエチレン製のチューブは強固なため、推奨される。他に適した容器がない場合を除き、易破損性のガラス製やポリスチレン製チューブは避ける。
- キャップをしっかり閉めた後、ビニールテープ等でキャップを固定することが望ましい。¹⁹

(イ) 2次容器

- 運搬する病原体・検体等のカテゴリ分類に応じた2次容器を用いる。(「第 3. 容器及び梱包の基準」に記載の通り、カテゴリ-B の場合はカテゴリ-A 容器の利用も可能である。)
- 1次容器の破損等で内容物が漏洩した場合に備えて、内容量を十分に吸収できる吸水性の梱包材で包む。
- 緩衝材を用いて 1 次容器を2次容器内に固定する。この際、複数の1次容器を入れる場合は、1次容器同士の接触を避けるため、1次容器(吸水性の梱包材を含む)をそれぞれ緩衝材で包む。
- 2次容器内にドライアイス等の気化する冷却材を入れることは厳禁である。2次容器は内容物の破損や漏洩を防止するための容器であり強度および密閉度が高く、2次容器内にドライアイスを入れた場合には容器の爆発と内容物の飛散により、関係者の怪我や、ヒト及び周辺環境の汚染を招くことになるためである。

(ウ) 3次容器

- 運搬する病原体・検体等のカテゴリ分類に応じた3次容器を用いる。
- 2次容器と3次容器はセットになっているため、適合した組み合わせ(購入時の組み合わせ)から変更しない。
- カテゴリ-A の3次容器には国連規格容器のシンボルが印刷されていることを確認する。コピーの貼り付け等国連規格容器のシンボルを自作してはならない。

¹⁸ 令和 5 年度希少感染症診断技術研修会「病原体輸送」(https://www.niid.jihs.go.jp/images/lab-manual/kisyo/25_R5_Transport_Harada.pdf) (閲覧日:2025 年 6 月 10 日)

¹⁹ ビニールテープによるキャップの固定は必須ではない。

- 2次容器を収納した後、発送日や内容物詳細(病原体名など)を記載した内容物項目リストを収納する。内容物項目リストには以下を記載する。内容物(病原体)以外は3次容器や Overpack に標示されているため省略は可能だが、荷受人に配慮して記載することが望ましい。
- 内容物(病原体・検体等の名称)
(例:血液、○○…)
- 正味量(液体の場合は mL、固体の場合は g)
- 発送日
- 荷送人の氏名および所属、住所
- 緊急連絡先(荷送人または梱包責任者氏名、電話番号)
- 保冷機能を備えた3次容器であれば、冷却剤(ドライアイス等)を入れることも可能である。(ただし、ドライアイスを使用する場合にあっては、気化するガスの放散のための適切な手段を講じること。)
- 3次容器外装に送付物、カテゴリー分類に応じた所定の標示を行う。後述の第 5 を参照されたい。

(工) Overpack(4次容器)

- Overpack を用いた運搬は必須ではないが、運搬業者により Overpack までの梱包を要求されうることに留意する。
- 冷却を必要とする場合、3次容器とともに冷却剤を Overpack 内に収納し運搬することも可能である。
- Overpack に定められた規格はないが、ドライアイスを使用する場合は3次容器と同様に非防漏性で、収納したドライアイスが気化した場合の安全性が担保されなければならない。
- Overpack 外装にも所定の標示が必要となる。標示内容・方法の詳細は後述の第 5、参考 10、参考 11 を参照されたい。

第5. 運搬容器等への標示

病原体・検体等の運搬の際には、3次容器へのラベル等の標示が必要となる。Overpackを用いて運搬する場合は、3次容器への標示に加え、Overpackへの標示も必要となることに注意すること。

本項ではWHOのガイダンスで示される標示に加え、感染症法等の国内規制で必要とされる標示を含める。航空運搬を行う場合は、IATAの航空危険物規則の中で、マークやラベルのサイズ、文字の高さ、線の太さなど細かく定められているため、航空運搬の際は標示が正しいかどうか事前に有識者(IATAのディプロマ取得者など)に確認すること。

(ア) 1次容器への標示(カテゴリーA、B、およびカテゴリー分類に該当しない基本三重梱包で共通)

WHOのガイダンス、感染症法では定められていないが、表面に内容物を標示したラベル等を貼付する。(表記例:具体的な病原体名、血清、血液、等)

(イ) 2次容器への標示(カテゴリーA、Bおよびカテゴリー分類に該当しない基本三重梱包で共通)

容器表面への標示義務は無い。ゆうパックを利用する場合、「この中にドライアイスを入れない」旨の標示が必要である。

※カテゴリーAに分類される病原体・検体等は複数種を一つの2次容器内に同梱してはならない。ただし、異なるカテゴリーAの病原体・検体等を1種類ずつ納めた3次容器を1つのOverpackに収納することは可能である。また、カテゴリーAに分類される病原体・検体等を無関係な物質とまとめて一つの2次容器内に同梱してはならない。これらの物質とは分けて基本三重梱包とすることが必要である。

(ウ) 3次容器への標示

3次容器への標示はカテゴリー毎および内容物により異なるため、十分な理解が必要である。この際、3次容器表面に具体的な病原体名を記載してはならない。

(1) カテゴリーごとの標示

1) カテゴリーA(特定病原体等及び監視伝染病病原体を含む)の場合

- 外表に印刷された国連規格容器のシンボル(自作及び貼り付けは不可)
- カテゴリーAを表すマークの内、区分6.2の危険性ラベル
- 国連番号及び正式輸送品目名:「UN2814」及び「ウイルスを移しやすい物質(人体に対し伝染性があるもの)(INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS)」, 又は、「UN2900」及び「ウイルスを移しやすい物質(動物に対し伝染性があるもの)」

(INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING ANIMALS only)」。及びその正味量(Net Qty)²⁰。

2) カテゴリーB の場合²¹

- 正式輸送品目名:「生物由来物質カテゴリーB (BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B)」。及びその正味量(Net Qty)。
- カテゴリーB を表すマーク(UN3373 と表記されたマーク)

(2) 冷却剤等同梱時

危険物に該当する冷却剤を3次容器に入れる場合は、該当する国連番号と正式輸送品目名及びその正味量、危険性ラベルを標示する。(例:ドライアイスは危険物に該当するため、第9分類の危険性ラベル、国連番号、正式輸送品目名「UN1845 DRY ICE」及び正味量を標示する必要がある。)

(3) 「天地無用」ラベル

送付物が特定病原体等である場合、液量にかかわらず「天地無用」ラベルを標示する。送付物が特定病原体等に該当しない場合は、送付物が50mLを超える液体である場合に「天地無用」ラベルを標示する。

(4) 「貨物機専用」ラベル

航空機を用いてカテゴリーA を運搬する際、送付物が50mLを超える液体もしくは50gを超える固体である場合は「貨物機専用」ラベルを標示する。

(5) 温度要件

(送付物の温度管理が必要な場合)運搬中の温度要件を標示する。

(6) 送り状及び安全性適正包装確認済みシール

Overpack を用いずにゆうパックを利用する場合、送り状(品名欄に「病原体、危険物」または「臨床検体、危険物」の記載、3次容器にドライアイスを入れた場合は摘要欄に「ドライアイス在中」の記載)及び安全性適正包装確認済みシールを標示する。

(7) 荷送人情報

荷送人の氏名及び住所を標示する。

(8) 運搬貨物(送付する内容物)の責任者情報

運搬貨物(送付する内容物)の責任者の氏名及び電話番号²²を標示する。この際、電話番号は24時間連絡可能な番号を記載する。

(9) 荷受人情報

荷受人の氏名及び住所を標示する。

²⁰ 液体の場合は「mL」で表記する。その際、大文字のLを用いて記載する。

²¹ カテゴリーA の容器を使ってカテゴリーB の病原体・検体等を送付する場合、内容物に係る標示はカテゴリーB で標示する必要があるが、容器に印刷されているカテゴリーA の UN マークはそのままとしよ。

²² カテゴリーB では要求事項ではないが、緊急時対応に必要な情報であり、カテゴリーB の運搬時も記載する事が推奨されている。

(工) Overpack(4次容器)への標示

Overpack を使用する場合には、Overpack であることを明示し、下記の通り 3 次容器に標示したマーク・ラベル(国連規格容器のシンボルは除く)を再掲する。これは、Overpack を使用すると、3 次容器表面の標示が見えなくなるためである。なお、この際 Overpack 表面に具体的な病原体名を記載してはならない。

(1) カテゴリーごとの標示

1) カテゴリーA(特定病原体等及び監視伝染病病原体を含む)の場合

- カテゴリーA を表すマークの内、区分 6.2 の危険性ラベル
- 国連番号及び正式輸送品目名:「UN2814」及び「ウイルスを移しやすい物質(人体に対し伝染性があるもの)(INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS)」、又は、「UN2900」及び「ウイルスを移しやすい物質(動物に対し伝染性があるもの)(INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING ANIMALS only)」。及びその正味量(Net Qty)²³。

2) カテゴリーB の場合

- 正式輸送品目名:「生物由来物質カテゴリーB(BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B)」。及びその正味量(Net Qty)²³。
- カテゴリーB を表すマーク(UN3373 と表記されたマーク)

(2) 冷却剤等同梱時

危険物に該当する冷却剤を3次容器もしくは Overpack に入れる場合は、該当する国連番号と正式輸送品目名及びその正味量、危険性ラベルを標示する。(例:ドライアイスは危険物に該当するため、第9分類の危険性ラベル、国連番号、正式輸送品目名「UN1845 DRY ICE」及び正味量を標示する必要がある。)

(3) 「天地無用」ラベル

送付物が特定病原体等である場合、液量にかかわらず「天地無用」ラベルを標示する。送付物が特定病原体等に該当しない場合は、送付物が50mLを超える液体である場合に「天地無用」ラベルを標示する。

(4) 「貨物機専用」ラベル

航空機を用いてカテゴリーA を運搬する際、送付物が50mLを超える液体もしくは50gを超える固体である場合は「貨物機専用」ラベルを標示する。

(5) 温度要件

(送付物の温度管理が必要な場合)運搬中の温度要件を標示する。

²³ 液体の場合は「mL」で表記する。その際、大文字のLを用いて記載する。

(6) 3次容器に標示した情報(再掲すること)

- 1) 荷送人の氏名及び住所
- 2) 運搬貨物(送付する内容物)の責任者の氏名及び電話番号(24 時間連絡可能な番号)
- 3) 荷受人の氏名及び住所

(7) 送り状及び安全性適正包装確認済みシール

ゆうパックを利用する場合、送り状(品名欄に「病原体、危険物」または「臨床検体、危険物」の記載、3次容器にドライアイスを入れた場合は摘要欄に「ドライアイス在中」の記載)及び安全性適正包装確認済みシールを標示する。

第6. 運搬する際に必要な書類作業等

内容物ならびにカテゴリ種別、運搬方法により必要書類が異なることに留意する。

(ア) カテゴリ-Aでの運搬

(1) 航空運搬を伴う場合

危険物申告書^{24, 25}及び航空貨物運送状が必要である。

(2) 陸送の場合

二種～三種病原体等である場合には運搬経路を管轄する都道府県公安委員会への届出対象であり、病原体等運搬届出書の提出と、病原体等運搬証明書の交付を受ける必要がある^{26, 27}。(感染症法での四種病原体等である場合、および特定病原体等に該当しない場合は必要なし。)

(3) 海上運送を伴う場合

国際海事機関^{28, 29}(IMO)の定める海上運送に係るルールである IMDG コード³⁰に従って危険品明細書等の書類を揃え、船舶所有者または船長に提出する必要がある。

(イ) カテゴリ-Bでの運搬

(1) 航空運搬を伴う場合

航空貨物運送状が必要である。その他、別途書類提出を求められる場合があるため運搬前に必ず航空会社に確認を行うこと。

(2) 陸送の場合

運送会社が求めなければ書類作業は無い。

(3) 海上運送を伴う場合

国際海事機関^{28, 29}(IMO)の定める海上運送に係るルールである IMDG コード³⁰に従って危険品明細書等の書類を揃え、船舶所有者または船長に提出する必要がある。

²⁴ 例)全日空「危険物申告書」(<https://www.anacargo.jp/ja/download/label/dg-form/>) (閲覧日:2025年3月18日)

²⁵ 例)日本航空「危険物申告書記載要領」

(https://www.jal.co.jp/jalcargo/label/doc/dl_danger/dom_doc/pdf/danger_140408_02.pdf?msoclid=276f48aa19306af428905df218876b97) (閲覧日:2025年3月18日)

²⁶ e-gov「届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第五号)」

(<https://laws.e-gov.go.jp/law/419M60400000005>) (閲覧日:2025年3月18日)

²⁷ 厚生労働省「届出対象病原体等運搬届出書」

(https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/9_02.pdf) (閲覧日:2025年3月18日)

²⁸ 国際海事機関 International Maritime Organization(<https://www.imo.org/>) (閲覧日:2026年2月6日)

²⁹ 国土交通省「IMO(国際海事機関)の概要」

(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk1_000035.html) (閲覧日:2026年2月6日)

³⁰ 国際海事機関「The International Maritime Dangerous Goods (IMDG) Code」

(<https://www.imo.org/en/ourwork/safety/pages/dangerousgoods-default.aspx>) (閲覧日:2026年2月6日)

第7. 運搬方法

第2で示したカテゴリーAならびにBに分類される病原体・検体等の運搬方法としては、ゆうパックを含む運搬業者に依頼する場合や公用車や自家用車による運搬が想定される。日常生活で使用する宅配業者の一部は病原体・検体等の運搬に対応しておらず、引き受け可能な運搬業者の事前確認が重要である。また、運搬に際して内容物を偽ったり、上記第5で述べた運搬容器外装(3次容器およびOverpack)表面への必要標示を行わず運搬業者に委託することは厳禁である。

(ア) 民間運搬業者(ゆうパックを除く)に委託し運搬する場合

カテゴリーAまたはBでの運搬が必要とされる病原体・検体等の運搬を請負可能な業者は複数存在する。業者の中には第6で挙げた内容物が二種、三種病原体等に該当する場合の届出対象病原体等運搬届出書作成と運営経路を管轄する都道府県公安委員会への提出や、航空運搬時の危険物申告書作成と提出手続き、海上運送時の危険品明細書等の作成と申請^{31, 32}など、運搬に係る付随業務を委託可能な業者も存在する。運搬業者へのカテゴリーAまたはBでの運搬委託に際しては、運搬に関する請負契約を発送元と業者間で締結することが必要となり、一定の作業時間が必要となる。また、運搬契約ならびに運搬計画作成と運搬実行のために、運搬業者が必要とする情報を参考12に、更にその記載例を参考13に示したので参考にされたい。これらの情報は業者による書類作業ならびに運搬に必須となるため、荷送人(委託元)の責において正確な情報提供が必要である。

参考として国内でのカテゴリーAまたはBでの運搬請負可能な業者を資料(参考9)に例示するが、全ての業者を網羅していないため病原体・検体等の運搬事案の発生が予想される機関は予め業者の把握と特定をしておくことを推奨する。なお、病原体・検体等の運搬を運搬業者に依頼する場合であっても、運搬のための病原体・検体等の梱包責任は荷送人にあることに留意すること。

(イ) ゆうパックで運搬する場合

ゆうパックでの運搬可能なカテゴリーAの内容物のうち、特定病原体等は四種病原体等のみであること、並びにカテゴリーBも含め陸送のみであることに留意する。また、ゆうパックによる病原体・検体等の運搬を行う機関は運搬物の梱包が適正になされたことを確認・証明する包装責任者(自治体等公的機関の講習を受講した者)を選定し、機関が所在する都道府県等自治体の担当部局に連絡しなければならない。包装責任者の要件は令和2年4月14日付健康発0414第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について³³」並びに別添

³¹ e-gov「危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)」(<https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000800030>) (閲覧日:2026年2月6日)

³² 国土交通省「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001892633.pdf>) (閲覧日:2026年2月6日)

³³ 厚生労働省「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000622205.pdf>) (閲覧日:2026年3月23日)

「貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項³⁴」を参照すること。梱包、運搬に際しては、内容物に応じた適切な梱包方法による梱包（基本三重梱包の方法は「第 4. 梱包手順」を参照。）とゆうパック約款³⁵に従った運搬を行う。包装責任者は送付物が適正に梱包されたことを確認し、適切な梱包がなされた旨を通知する安全性適正包装確認済みシールを梱包物表面に貼付けしなければならない。

（ウ） 自分自身で運搬する場合

運搬業者等を介さず病原体・検体等を運搬する場合は、以下の通り取り扱う。

内容物に応じた適切な梱包方法による梱包（基本三重梱包の方法は「第 4. 梱包手順」を参照。）と標示を行うことを前提とし、公（社）用車、自家用車又は徒歩³⁶で移動可能な範囲内の場合は運搬してよい。なお、二種病原体等及び三種病原体等の車両を用いた運搬の際、届出対象病原体等運搬届出書の作成と運営経路を管轄する都道府県公安委員会への届け出、ならびに運搬に係る要件（特定病原体等の安全運搬マニュアル³⁷を参考とすること）を満たさなければならない。特定病原体等以外の病原体・検体等（例えば生体材料等）の運搬時にも、事故が発生した場合に必要な有効塩素濃度 0.1 パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有する薬剤等の携行が推奨される。

³⁴ 厚生労働省「貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000622218.pdf>) (閲覧日:2025年10月27日)

³⁵ 日本郵便株式会社「ゆうパック約款」(<https://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/4-1.pdf>) (閲覧日:2025年10月10日)

³⁶ カテゴリーBの臨床検体のようなものであれば、徒歩で運搬することも想像される。

³⁷ 厚生労働省「特定病原体等の安全運搬マニュアル」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164585.pdf>) (閲覧日:2025年11月6日)

第8. 臨床検体の新幹線を用いた緊急時の運搬

感染症法で定められている一類感染症が疑われる患者が発生した場合、迅速な確定検査のため、検査が可能な機関への迅速な臨床検体の運搬が必要となる。

一類感染症を疑う臨床検体の運搬に際して、航空機や公用車等を用いた運搬手段が適さない場合、新幹線を用いた臨床検体の運搬も可能である。新幹線を用いた臨床検体の運搬においても一類感染症が疑われる患者の臨床検体の分類はカテゴリーAであり、梱包手順、標示はカテゴリーAの手順に準ずる。また、事故が発生した場合に必要な有効塩素濃度 0.1 パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有する薬剤等の携行が必要である。

平成 27 年 1 月 5 日 健感発 0105 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「エボラ出血熱にかかる検体の新幹線による搬送について(協力依頼)」を参照すること。

なお、現時点で、本協力依頼通知において、利用できるのは新幹線のみである。

※新幹線の利用は、速やかな検体の搬送に当たり、公用車、消防防災ヘリ、民間航空機等の利用が難しいため新幹線しか手段がない場合に限って利用を検討すること。例えば、具体的には、公(社)用車又は自家用車での移動に長時間を要する場合、悪天候で防災ヘリが使用できない場合、民間航空機の検体搬送先付近の空港へのフライトが無い・少ない場合、空港までのアクセスが悪い場合、等が想定される。ただし、これらの場合でもあっても、鉄道業者に相談をし、多目的室等が確保できない等の事情により調整に時間を要することが判明した場合は、改めて新幹線以外の方法を検討するものである。

第9. その他

感染症法及び家伝法により特定病原体等の適正管理が求められている。病原体等の移動に当たっては、病原体所持、保管、使用、滅菌等の基準を遵守しつつ、臨床検体については管理の参考にされたい。(感染症法 特定病原体等所持者の法律上の義務・罰則等を参照)

【資料一覧】

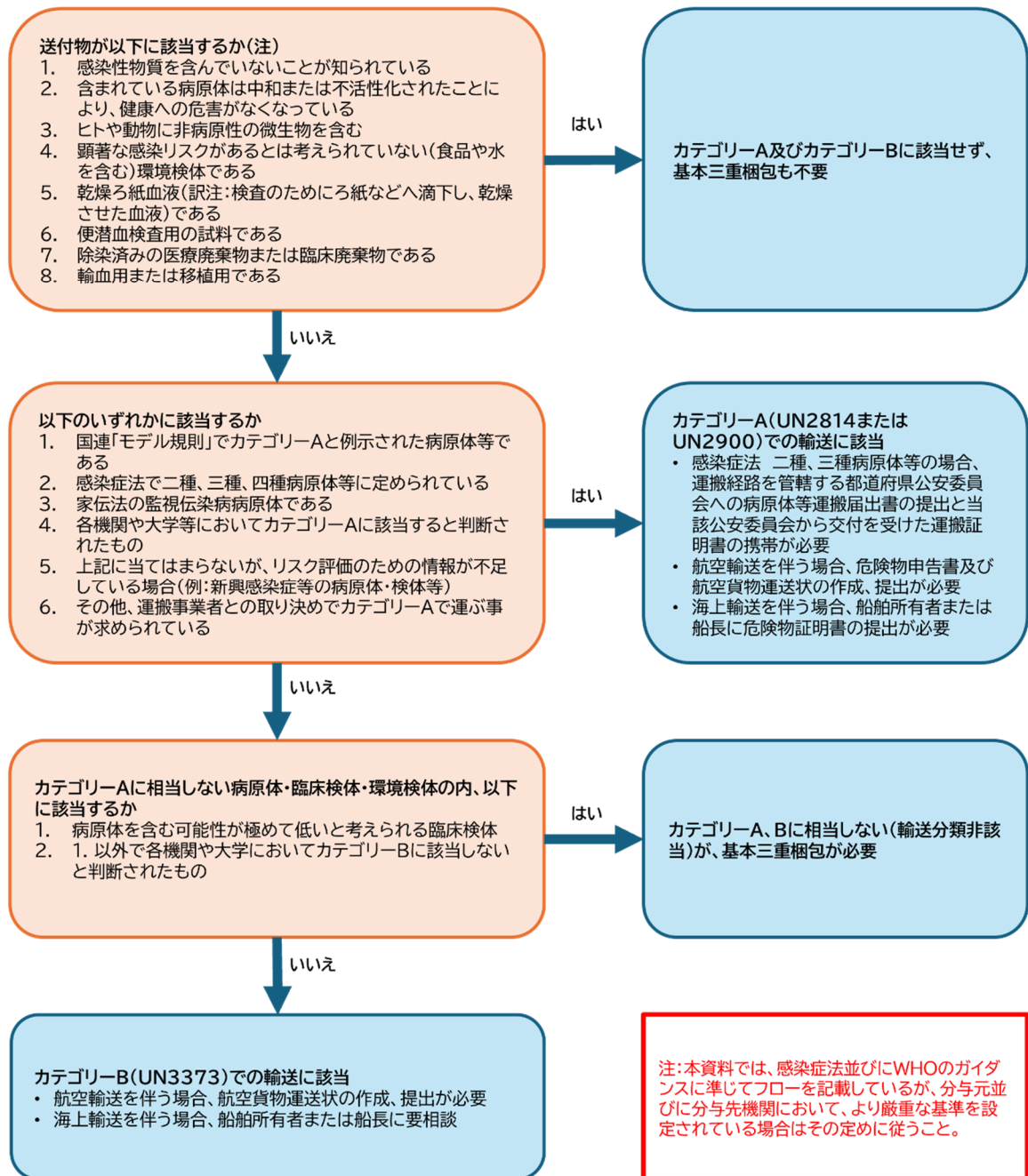
脚注 No.	発行元	参考文献名	URL	閲覧日
1	e-gov	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC000000114	2025年3月19日
2	e-gov	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)	https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC100000166	2025年3月18日
3	厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	特定病原体等の安全運搬マニュアル	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164585.pdf	2025年3月18日
4	e-gov	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)	https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC100000166	2025年3月18日
5	厚生労働省	二種病原体等の所持等における必要な手続き等	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164579.pdf	2025年8月26日
6	厚生労働省	三種病原体等の所持等における必要な手続き等	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/3104150521.pdf	2025年8月26日
7	農林水産省	家畜伝染病病原体の所持等における必要な手続等	https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-35.pdf	2025年11月20日
8	農林水産省	届出伝染病等病原体の所持等における必要な手続等	https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-10.pdf	2025年11月20日
9	UNECE	Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS Model Regulations Volume I Twenty-third revised edition (モデル規則)	https://unece.org/sites/default/files/2023-08/ST-SG-AC10-lr23e_Vol1_WEB.pdf	2025年11月21日
10	UNECE	Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS Model Regulations Volume II Twenty-third revised edition	https://unece.org/sites/default/files/2023-08/ST-SG-AC10-lr23e_Vol2_WEB.pdf	2025年11月21日
11	独立行政法人労働者健康安全機構	国連危険物輸送勧告(TDG)	https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/tdg/tdg.html	2025年11月21日
12	WHO	Guidance on regulations for the transport of infectious substances, 2023-2024 (WHO のガイドンス)	https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/376214/9789240089525-eng.pdf?sequence=1	2025年3月18日
13、15	WHO (和訳:国立感染症研究所)	感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014 版	https://www.niid.jihs.go.jp/publications/byougen-kanri/WHOGuidance_transport13-14.pdf	2025年3月18日

脚注 No.	発行元	参考文献名	URL	閲覧日
17	厚生労働省	特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準(平成19年厚生労働省告示第209号)	https://www.mhlw.go.jp/web/t doc?dataId=79aa9117&dataType=0&pageNo=1	2025年3月18日
18	国立感染症研究所	令和5年度希少感染症診断技術研修会「病原体輸送」	https://www.niid.jih.go.jp/images/lab-manual/kisyo/25_R5_Transport_Harada.pdf	2025年6月10日
24	全日空	危険物申告書	https://www.anacargo.jp/ja/download/label/dg-form/	2025年3月18日
25	日本航空	危険物申告書記載要領	https://www.jal.co.jp/jalcargo/label/doc/dl-danger/dom/doc/pdf/danger_140408_02.pdf?msckid=276f48aa19306af428905df218876b97	2025年3月18日
26	e-gov	届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第五号)	https://laws.e-gov.go.jp/law/419M60400000005	2025年3月18日
27	厚生労働省	届出対象病原体等運搬届出書	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/9_02.pdf	2025年3月18日
28	国際海事機関	International Maritime Organization	https://www.imo.org/	2026年2月9日
29	国土交通省	IMO(国際海事機関)の概要	https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk1_000035.html	2026年2月9日
30	国際海事機関	The International Maritime Dangerous Goods (IMDG) Code	https://www.imo.org/en/ourwork/safety/pages/dangerousgoods-default.aspx	2026年2月9日
31	e-gov	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)	https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000800030	2026年2月9日
32	国土交通省	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001892633.pdf	2026年2月9日
33	厚生労働省	感染症発生動向調査事業等において検体を送付する際の留意事項について	https://www.mhlw.go.jp/content/000622205.pdf	2025年10月27日
34	厚生労働省	貨物自動車運送事業者を利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項	https://www.mhlw.go.jp/content/000622218.pdf	2025年10月27日
35	日本郵便株式会社	ゆうパック約款	https://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/4-1.pdf	2025年10月10日
37	厚生労働省	特定病原体等の安全運搬マニュアル	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164585.pdf	2025年11月6日
40	WHO	Guidance on regulations for the Transport of	https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/339825/97892400197	2025年8月26日

脚注 No.	発行元	参考文献名	URL	閲覧日
		Infectious Substances 2021-2022	20-eng.pdf?sequence=1	
41	厚生労働省	病原体等の名称と疾患名称の対照表	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000701377.pdf	2025年8月26日
42	農林水産省	病原体の所持等に係る規制の対象疾病について	https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-8.pdf	2025年11月6日
43	農林水産省	監視伝染病病原体と伝染病の名称の対照表	https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-36.pdf	2025年12月8日
45	JIHS	病原体等の輸送用包装容器 ～カテゴリーA 容器(国連(UN)規格容器)	https://www.niid.jihs.go.jp/content2/research_department/biosafe/youkis-a.html	2026年1月9日
48	JIHS	令和5年度 希少感染症診断技術研修会「病原体輸送」	https://www.niid.jihs.go.jp/images/lab-manual/kisyo/25_R5_Transport_Harada.pdf	2025年10月27日
49	厚生労働省	携行品一覧(例示)	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/7_07.pdf	2025年3月18日
51	厚生労働省	特定病原体等 イエローカード	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164588.pdf	2025年3月18日
62	ANA Cargo	「2014年4月1日以降における、「新様式 危険物申告書(非放射性物質)の運用について(国内貨物)」	https://www.anacargo.jp/ja/news/dom_140325.html	2025年12月26日
64	厚生労働省	感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について「制度の概要 病原体等所持者の法律上の義務・罰則等」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html	2025年3月18日
65	厚生労働省	一種～四種病原体等所持者の法律上の義務・罰則等	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/sankou_1.pdf	2025年3月18日
66	農林水産省	病原体の所持等について	https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pathogen.html	2025年3月18日
67	農林水産省	「病原体の所持等について」内1-2. 病原体所持者の義務等について	https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-14.pdf	2025年3月18日

参考1. 病原体・検体等の運搬分類判断のフロー例³⁸

病原体がどのカテゴリーに該当するかは、荷送人が判断する必要がある。



³⁸ 感染性物質の定義は WHO のガイダンス(脚注 12)より「病原体を含むことが分かっているか、またはそれが合理的に予測できる物質」としている。

参考2. カテゴリー分類

送付物の内容	要件	カテゴリー
ヒトもしくは動物から分離、または培養された病原体	感染症法で一種病原体等～四種病原体等に分類される病原体(特定病原体)	カテゴリーA
	家伝法で規定されている監視伝染病病原体	
	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体	
	上記以外で、各機関や大学においてカテゴリーAと判断された病原体	
	上記に当てはまらないが、リスク評価のための情報が不足している感染性物質(新興感染症等の病原体・検体等)	カテゴリーB
上記に当てはまらないもの		
感染症が疑われる臨床検体(臨床検体:血液や組織、唾液や糞便など)	一種病原体等への感染が疑われる臨床検体	カテゴリーA
	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体を含む臨床検体	
	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体を含む臨床検体の内、同ガイダンスに(cultures only)の表記がある病原体を含む臨床検体	カテゴリーB
	リスク評価のための情報が不足している臨床検体(新興感染症等)	
感染症が疑われる、病原体・検体等を含むことが疑われる環境検体(環境検体:土壌、下水など)	一種病原体等への感染が疑われる環境検体	カテゴリーA
	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体を含む環境検体	
	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体を含む臨床検体の内、同ガイダンスに(cultures only)の表記がある病原体を含む臨床検体	カテゴリーB
	リスク評価のための情報が不足している臨床検体(新興感染症等)	

	感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に例示されている病原体に含まれない感染症が疑われる臨床検体	
その他	運搬分類のカテゴリーA または B に非該当だが基本三重梱包が必要と考えられる物質(例:病原体を含む可能性が極めて低い臨床検体や環境検体)	カテゴリー非該当(ドライアイス等、他の危険物を含む場合はその梱包基準を遵守する ³⁹⁾)

³⁹⁾ カテゴリーに当てはまらない物質の場合は都度判断を行う。

参考3. 感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances 2023-2024⁴⁰)(WHO) (Annex 3 を抜粋)に例示されている病原体・検体等

以下のリストにおける(cultures only)は、培養・増殖させたものに限ることを示す。

Annex 3: Indicative list of infectious substances sub-classified as Category A

Indicative examples of infectious substances included in Category A in any form unless otherwise indicated	
UN number and Proper Shipping Name	Microorganism
UN 2814 Infectious substance, affecting humans	<i>Bacillus anthracis</i> (cultures only)
	<i>Brucella abortus</i> (cultures only)
	<i>Brucella melitensis</i> (cultures only)
	<i>Brucella suis</i> (cultures only)
	<i>Burkholderia mallei</i> - <i>Pseudomonas mallei</i> - Glanders (cultures only)
	<i>Burkholderia pseudomallei</i> - <i>Pseudomonas pseudomallei</i> (cultures only)
	<i>Chlamydia psittaci</i> - avian strains (cultures only)
	<i>Clostridium botulinum</i> (cultures only)
	<i>Coccidioides immitis</i> (cultures only)
	<i>Coxiella burnetii</i> (cultures only)
	Crimean-Congo haemorrhagic fever virus
	Dengue virus (cultures only)
	Eastern equine encephalitis virus (cultures only)
	<i>Escherichia coli</i> , verotoxigenic (cultures only)
	Ebola virus
	Flexal virus
	<i>Francisella tularensis</i> (cultures only)
	Guanarito virus
	Hantaan virus
	Hantaviruses causing haemorrhagic fever with renal syndrome
	Hendra virus
	Hepatitis B virus (cultures only)
	Herpes B virus (cultures only)
	Human immunodeficiency virus (cultures only)
	Highly pathogenic avian influenza virus (cultures only)
	Japanese Encephalitis virus (cultures only)
	Junin virus
	Kyasanur Forest disease virus
	Lassa virus
	Machupo virus
	Marburg virus
	Monkeypox virus (cultures only)
<i>Mycobacterium tuberculosis</i> (cultures only)	
Nipah virus	
Omsk haemorrhagic fever virus	
Poliovirus (cultures only)	
Rabies virus (cultures only)	

⁴⁰ WHO「Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances 2021-2022」
<https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/339825/9789240019720-eng.pdf?sequence=1>
 (閲覧日:2025年8月26日)

	<i>Rickettsia prowazekii</i> (cultures only)
	<i>Rickettsia rickettsii</i> (cultures only)
	Rift Valley fever virus (cultures only)
	Russian spring-summer encephalitis virus (cultures only)
	Sabia virus
	<i>Shigella dysenteriae</i> type 1 (cultures only)
	Tick-borne encephalitis virus (cultures only)
	Variola virus
	Venezuelan equine encephalitis virus (cultures only)
	West Nile virus (cultures only)
	Yellow fever virus (cultures only)
	<i>Yersinia pestis</i> (cultures only)
UN 2900 infectious substance, affecting animals	African swine fever virus (cultures only)
	Avian paramyxovirus Type 1 – Velogenic Newcastle disease virus (cultures only)
	Classical swine fever virus (cultures only)
	Foot and mouth disease virus (cultures only)
	Goatpox virus (cultures only)
	Lumpy skin disease virus (cultures only)
	<i>Mycoplasma mycoides</i> – Contagious bovine pleuropneumonia (cultures only)
	Peste des petits ruminants virus (cultures only)
	Rinderpest virus (cultures only)
	Sheep-pox virus (cultures only)
	Swine vesicular disease virus (cultures only)
	Vesicular stomatitis virus (cultures only)

参考4. 一種病原体等から四種病原体等の名称と疾患名称の対照表(厚生労働省資料⁴¹より抜粋)

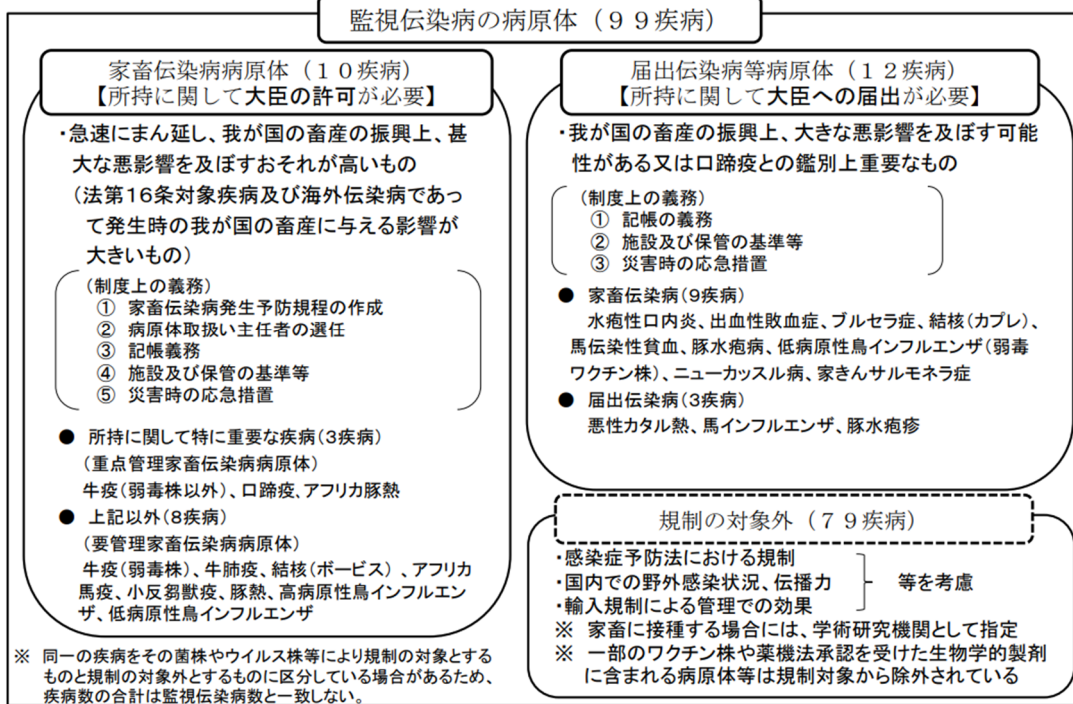
対象病原体等	病原体等の名称		参 考				
			疾患の名称	疾病分類	BSL		
一種病原体等	A	アレナウイルス属	ガナリトウイルス ウバハレウイルス アニューウイルス マチュポウイルス	南米出血熱	1	4	
		アレナウイルス属	ラッサウイルス	ラッサ熱	1	4	
	A	エボラウイルス属	アイボリーコートエボラウイルス ザイルウイルス ブンディキョエボラウイルス スーダンエボラウイルス レストンエボラウイルス	エボラ出血熱	1	4	
		オルソボックスウイルス属	ハリオラウイルス(別名痘そうウイルス)	痘そう	1	4	
	A	ナイロウイルス属	クリミア・コンゴヘモラジックフェーバーウイルス (別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	クリミア・コンゴ出血熱	1	4	
		マールブルグウイルス属	レイクピクトリアマールブルグウイルス	マールブルグ病	1	4	
	二種病原体等	B	エルシニア属	ペステイス(別名ペスト)	ペスト	1	3
		C	クロストリジウム属	ボツリヌス(別名ボツリヌス菌)	ボツリヌス症	4	2
		B	ベータコロナウイルス属	SARSコロナウイルス	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルス)	2	3
		B	バナラス属	アントラックス(別名炭疽菌)	炭疽	4	3
B		フランセラ属	ツラレンシス(別名野兔病菌)(亜種ツラレンシス及びホルアーキティカ)	野兔病	4	3	
C	ボツリヌス毒素		ボツリヌス症	4	2		
三種病原体等	D	アルファウイルス属	イースタンエンタインセファリテイスウイルス(別名東部ウマ脳炎ウイルス)	東部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属	ウエスタンエンタインセファリテイスウイルス(別名西部ウマ脳炎ウイルス)	西部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属	ベネズエラエンタインセファリテイスウイルス(別名ベネズエラウマ脳炎ウイルス)	ベネズエラウマ脳炎	4	3	
	D	オルソボックスウイルス属	モンキーポックスウイルス(別名エムポックスウイルス)	エムポックス	4	3	
	D	コクシエラ属	パーネツティイ	O熱	4	3	
	D	コクシエラ属	イミチス	コクシエラ症	4	3	
	D	シンプレックスウイルス属	Bウイルス	Bウイルス病	4	3	
	D	バークホルデリア属	シュドマレイ(別名類鼻疽菌)	類鼻疽	4	3	
	D	バークホルデリア属	マレイ(別名鼻疽菌)	鼻疽	4	3	
	D	ハンタウイルス属	アンデスウイルス シンジアンプレウイルス ニューキョウウイルス	ハンタウイルス肺症候群	4	3	
		D	ハンタウイルス属	ハコウウイルス ブラッククレーカナルウイルス チチカゲウイルス ソウルウイルス	腎症候性出血熱	4	3
			ハンタウイルス属	ドブラバーベルグドレイウイルス			
			ハンタウイルス属	ハンタンウイルス			
			ハンタウイルス属	ブーマウイルス			
		D	フレボウイルス属	SFTSウイルス	重症熱性血小板減少症候群	4	3
		D	リフトバレーフェーバーウイルス属	リフトバレーフェーバーウイルス(別名リフトバレー熱ウイルス)	リフトバレー熱	4	3
		D	フラビウイルス属	オムスクヘモラジックフェーバーウイルス(別名オムスク出血熱ウイルス)	オムスク出血熱	4	3
		D	フラビウイルス属	キャサスルフォレストデイズウイルス(別名キャサスル森林病ウイルス)	キャサスル森林病	4	3
		D	フラビウイルス属	ティックボーンエンセファリテイスウイルス(別名ダニ媒介脳炎ウイルス)	ダニ媒介脳炎	4	3
	D	ブルセラ属	アホルタス(別名ウシ流産菌) カニス(別名ウシ流産菌) スイス(別名ウシ流産菌) メリテンシス(別名マルタ熱菌)	ブルセラ症	4	3	
	D	ヘニバウイルス属	ニバウイルス	ニバウイルス感染症	4	3	
	D	ヘニバウイルス属	ヘンドラウイルス	ヘンドラウイルス感染症	4	3	
	D	ベータコロナウイルス属	MERSコロナウイルス	中東呼吸器症候群	2	3	
	D	マイコバクテリウム属	ツベルクルーシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドログリド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る)	結核	2	3	
	D	リケッチア属	ジャポニカ(別名日本紅斑熱リケッチア)	日本紅斑熱	4	3	
	D	リケッチア属	ロウゼキイ(別名発しんチフスリケッチア)	発しんチフス	4	3	
	D	リケッチア属	リケッチイ(別名ロッキー山紅斑熱リケッチア)	ロッキー山紅斑熱	4	3	
	D	リッソウイルス属	レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)	狂犬病	4	3	
	E	リッソウイルス属	レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)のうち固定毒株(弱毒株)	狂犬病	4	2	
	四種病原体等	G	インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH2N2のもの)	インフルエンザ	5	2
F		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1のもの)	特定鳥インフルエンザ	2	3	
F		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH7N9のもの)	特定鳥インフルエンザ	2	3	
F		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH7N7のもの)	鳥インフルエンザ	4	2	
G		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1のもの)のうち弱毒株	特定鳥インフルエンザ	2	2	
G		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH7N9のもの)のうち弱毒株	特定鳥インフルエンザ	2	2	
G		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(血清型がH7N7のもの)のうち弱毒株	鳥インフルエンザ	4	2	
F		インフルエンザウイルスA属	インフルエンザAウイルス(新型インフルエンザ等感染症の病原体)	新型インフルエンザ等感染症	新	3	
F		ベータコロナウイルス属	コロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)	新型コロナウイルス感染症	5	3	
G		エンテロ属	コリー(別名大腸菌)(腸管出血性大腸菌に限る)	腸管出血性大腸菌感染症	3	2	
G		エンテロ属	ボリウイルス	急性仮白痢症	2	2	
G		クラミジア属	シツタン(別名オウム病クラミジア)	オウム病	4	2	
G		クリプトスポリジウム属	バルバム(遺伝子型がI型、II型のもの)	クリプトスポリジウム症	5	2	
G		サルモネラ属	エンテリカ(血清型がタイフィのもの)	腸チフス	3	2	
G		サルモネラ属	エンテリカ(血清型がパラタイフィのもの)	パラチフス	3	2	
G		シゲラ属(別名赤痢菌)	ソクネイ ディゼンテリエ フレキシネリー ボイディ	細菌性赤痢	3	2	
		G	ビブリオ属	コレラ(別名コレラ菌)(血清型がO1、O139のもの)	コレラ	3	2
		F	フラビウイルス属	イエローフェーバーウイルス(別名黄熱ウイルス)	黄熱	4	3
		F	フラビウイルス属	ウエストナイルウイルス	ウエストナイル熱	4	3
		G	フラビウイルス属	デングウイルス	デング熱	4	2
G	フラビウイルス属	ジャパニエンスエンセファリテイスウイルス(別名日本脳炎ウイルス)	日本脳炎	4	2		
F	マイコバクテリウム属	ツベルクルーシス(別名結核菌)(三種病原体等に分類されるものを除く)	結核	2	3		
G	志賀毒素		細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等	3	2		

注1) 別名等については「微生物学用語集 英和・和英」(南山堂)(日本細菌学会認定、日本細菌学会用語委員会編)を参考とした。
注2) A~Gについては「施設的位置、構造及び設備の技術上の基準一覽」及び「病原体等の保管等の技術上の基準一覽」を参照。

⁴¹ 厚生労働省「病原体等の名称と疾患名称の対照表」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000701377.pdf>) (閲覧日:2025年8月26日)

参考5. 監視伝染病病原体(農林水産省資料^{42, 43}より抜粋)⁴⁴

病原体の所持等に係る規制の対象疾病について 令和2年8月更新



⁴² 農林水産省「病原体の所持等に係る規制の対象疾病について」
(https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-8.pdf) (閲覧日:2025年11月6日)

⁴³ 農林水産省「監視伝染病病原体と伝染病の名称の対照表」
(https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/attach/pdf/pathogen-36.pdf) (閲覧日:2025年12月8日)

⁴⁴ ※3におけるNIID-002株は除外された。

監視伝染病病原体と伝染病の名称の対照表

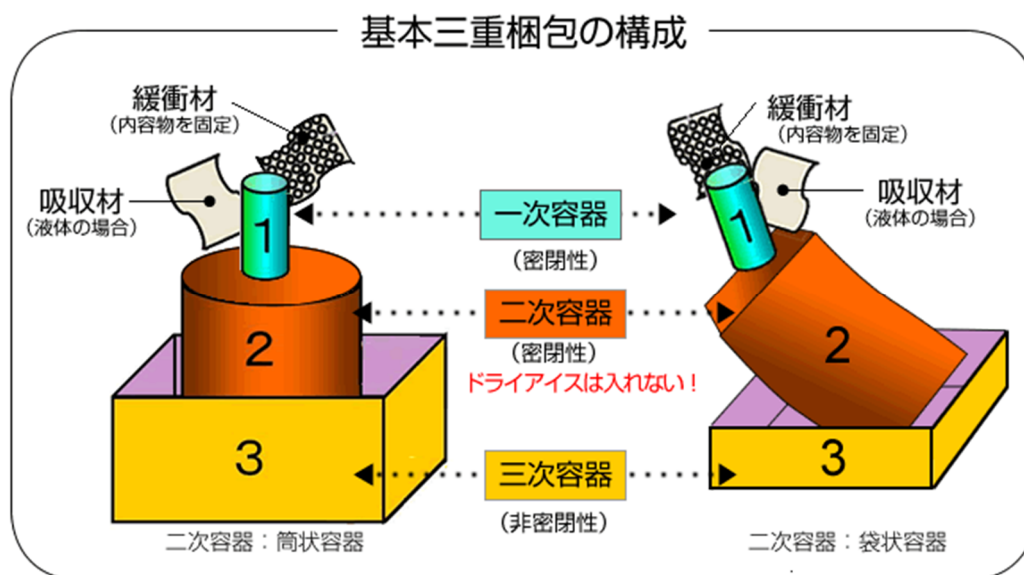
	病原体の名称	参考			
		伝染病の名称	監視伝染病の種類	BSL	
重点管理家畜伝染病病原体	1 モルビリウイルス属	リンダーベストウイルス(L株、BA-Y S株、RBOK株、LA株及び赤穂株を除く。)	牛疫	家畜伝染病	3ag
	2 アフトウイルス属	フットアンドマウスディジーズウイルス	口蹄疫	家畜伝染病	3ag
	3 アスフィウイルス属	アフリカスワインフィーバーウイルス	アフリカ豚熱	家畜伝染病	3ag
要管理家畜伝染病病原体	4 モルビリウイルス属	リンダーベストウイルス(L株、BA-Y S株、RBOK株、LA株及び赤穂株に限る。)	牛疫	家畜伝染病	3又は2 ※1
	5 マイコプラズマ属	マイコイデス(亜種がマイコイデスであるものに限る。)*	牛肺疫	家畜伝染病	3
	6 マイコバクテリウム属	ボービス*	結核	家畜伝染病	3
	7 オルビウイルス属	アフリカホースシックネスウイルス	アフリカ馬疫	家畜伝染病	3
	8 モルビリウイルス属	ベストデブティルミナウイルス	小反刍獣疫	家畜伝染病	3
	9 ベスチウイルス属	クラシカルスワインフィーバーウイルス	豚熱	家畜伝染病	3
	10 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※2	高病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	3
11 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※3	低病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	2又は3 ※4	
届出伝染病等病原体	12 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス	水疱性口内炎	家畜伝染病	2
	13 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス			2
	14 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス			2
	15 パスツレラ属	マルトシダ(荚膜抗原型がB又はEであって、菌体抗原型がHeddestonの型別で2又は2-5であるものに限る。)	出血性敗血症	家畜伝染病	2
	16 ブルセラ属	オビス	ブルセラ症	家畜伝染病	2
	17 マイコバクテリウム属	カブレ	結核	家畜伝染病	2
	18 レンチウイルス属	エクインインフェクシャスアネミアウイルス	馬伝染性貧血	家畜伝染病	2
	19 エンテロウイルス属	スウインベシキュラードジーズウイルス	豚水疱病	家畜伝染病	2
	20 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※5	低病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	2
	21 エイブラウイルス属	ニューカッスルディジーズウイルス	ニューカッスル病	家畜伝染病	2
	22 サルモネラ属	エンテリカ(血清型がガリナルムのものであって、生物型がガリナルム又はフロラムのものに限る。)	家きんサルモネラ症	家畜伝染病	2
	23 ラディノウイルス属	アルセラバインヘルペスウイルス1	悪性カタル熱	届出伝染病	2
	24 ラディノウイルス属	オバインヘルペスウイルス2			2
25 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス(H3N8亜型又はH7N7亜型のものであって馬から分離されたもの(感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症の病原体(以下「新型インフルエンザ等ウイルス」という。))を除く。)	馬インフルエンザ	届出伝染病	2	
26 ベシウイルス属	ベシキュラーエグザンテマオプスウィンウイルス	豚水疱疹	届出伝染病	2	

* 「家畜の伝染性疾病を発生させるおそれほとんどないもの」(規制対象外となる病原体)は、以下の通り
 施行規則第56条の34及び大臣告示参照
 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)
 ベスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス(GPE-株、C株、vGPE-/PAPeVTM株及びvGPE-/PhoPeVTM株に限る。)
 マイコバクテリウム・ボービス(BCG株に限る。)

- ※1 弱毒株であるため、当該病原体を動物に接種しない場合においては、BSL2相当での取り扱いが可能。
 ※2 ①～③のいずれかであって、馬インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等ウイルスではないものに限る。
 ① 週齢が満6週の際におけるIVPI(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)が1.2を超えること。
 ② 週齢が満4週以上満9週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が75パーセント以上であること。
 ③ ①及び②に掲げる要件のほか、血清型がH5又はH7であって、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列が①又は②に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。
 ※3 血清型がH5又はH7であるものであって、ヒト以外の動物から分離されたもの(高病原性鳥インフルエンザウイルス、①～③の病原体、新型インフルエンザ等ウイルス及び馬インフルエンザウイルスを除く。)に限る。
 ① A/chicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2)
 ② A-H5N9 TW68 Bio
 ③ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)
 ④ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)
 ⑤ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)
 ⑥ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615)
 ⑦ A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022(H5N1)(NIID-002)
 ⑧ A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)
 ⑨ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)
 ⑩ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)
 ※4 血清型がH5又はH7であることは確認されたが、病原性が確認されていないものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが後から判明する可能性があることを踏まえ、当該病原体を動物に接種する場合においてはBSL3相当の対応を要するものとする。
 ※5 ※3の①～③の病原体に限る。

注:家伝法における届出伝染病等病原体は全て運搬分類上カテゴリーAに分類される。

参考6. 基本三重梱包(包装)のイメージ(JIHS web ページ⁴⁵より抜粋)



梱包時の注意:

- 2次容器内への1次容器の梱包は送付する病原体・検体等のBSLに応じた実験室の安全キャビネット内で行うことが望ましい。
- 3次容器への梱包は送付する病原体・検体等を2次容器に梱包した実験室の前室等で行うことが望ましい。

開封時の注意:

- 3次容器の開封は送付された病原体・検体等のBSLに応じた区域で行うことが望ましい。
- 2次容器の開封は送付された病原体・検体等のBSLに応じた実験室の安全キャビネット内で行うことが望ましい。

⁴⁵ JIHS「病原体等の輸送用包装容器 ～カテゴリーA 容器(国連(UN)規格容器)」
(https://www.niid.jihs.go.jp/content2/research_department/biosafe/youkis-a.html) (閲覧日:
2026年1月9日)

参考7. 運搬分類に非該当だが基本三重梱包が必要と考えられるもの(例)

(ア) 感染症法並びに WHO のガイダンスに従い、非該当だが基本三重梱包が必要と考えられるもの

- (1) 「ヒトや動物に対する感染性物質を含まないことが明らかな臨床検体(血液バンクの健常人血液等)
- (2) 市販品では無いヒトや動物の抗体、血清又は1本あたりの内容量が 20 μ L を超える核酸溶液(プライマーやプラスミド、病原体由来の全ゲノム核酸等を含む培地、培養液(病原体・検体等を含まないものに限る)
- (3) 開封された市販の血清若しくは抗体(以下「市販品」という。)、又は未開封の市販品であるが内容が不明(ただし病原体・検体等を含まないことが明らか)であるもの
- (4) ワクチン参照品又は研究用ワクチン(内容物の標示ラベルが必要。ただし、細胞培養痘そうワクチン以外の痘そうワクチンは BSL2 の生ワクチンのためカテゴリーB で対応する)
- (5) ダニ、蚊などの昆虫(死骸を含む)(病原体・検体等を含まないものに限る)

(イ)組織により判断が分かれるもの

- (1) 培養液中の非感染細胞(凍結液体中の非感染細胞)
- (2) 生物剤由来の標準品又は参照品
- (3) ホルマリン等固定液に入った組織材料
- (4) 固定液に浸漬した抗酸菌接種マウス標本

参考8. 運搬分類に非該当であり基本三重梱包も不要と考えられるもの(例)

- (1) 市販品(未開封で、内容がわかる標示ラベルのあるもの)
- (2) ホルマリン等固定パラフィン包埋組織ブロック又は切片を貼付したスライドガラス
- (3) 滅菌消毒済みの実験器具
- (4) 食品(ただし、感染症検査用等の食品検体を除く)
- (5) 梱包材(容器のみの場合は、危険性を示すラベルやマーク、空箱又は容器のみという標示を付けること)⁴⁶
- (6) 乾燥させた核酸入りチューブ(内容標示をすること)
- (7) 乾燥させた非感染性かつ非毒性蛋白質(内容標示をすること)
- (8) 1本あたりの内容量 20 μ L 以下の核酸溶液又は蛋白質の溶液(梱包時に十分な吸収材を入れ内容標示をすること)
- (9) WHO のガイドライン^{12,13}に記載のもの

⁴⁶ 他、目隠しをする等の方法で誤認を防ぐ必要がある。

参考9. 国内において病原体運搬を委託可能な企業一覧、⁴⁷

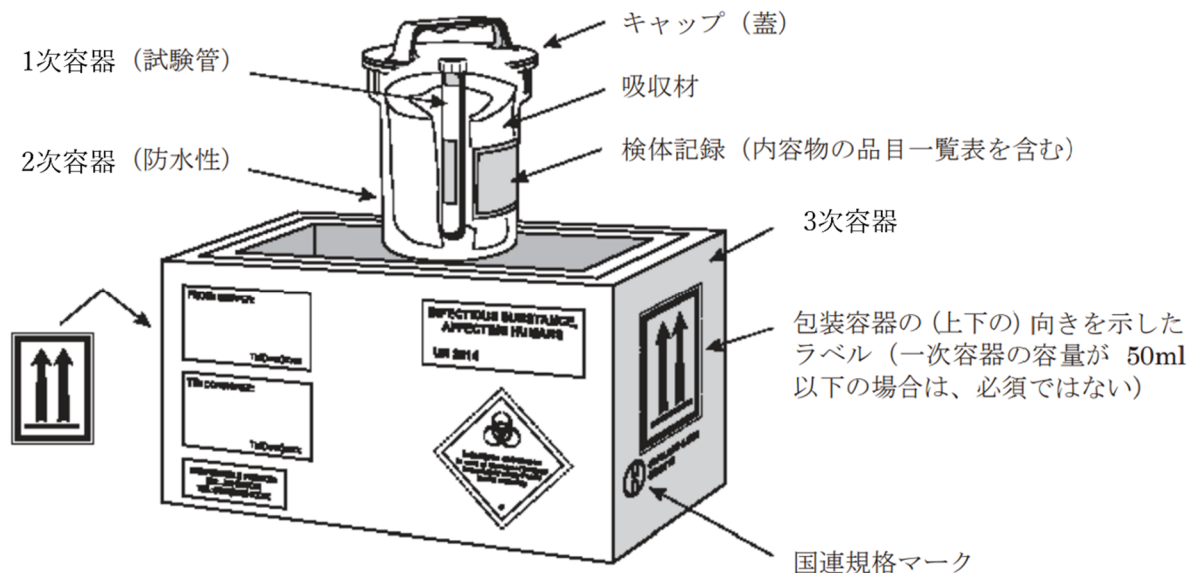
運搬対象	業者名	住所等	備考	最終確認
カテゴリーA およびB	株式会社トラスト・エクスプレス	株式会社トラスト・エクスプレス 電話:03-3774-5731	・特定病原体等(二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等)	2025.12
	日本通運株式会社	日本通運株式会社 フォワーディングビジネスユニット 国内航空貨物統括部 営業センター(メディカル担当) 電話:03-6284-6099 email: nittsu-dp6-tyo@nipponexpress.com	・特定病原体等(二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等) ・海外運搬対応 ・諸手続きについて相談可能 ・ https://www.nittsu.co.jp/	2025.12
	株式会社セルート	株式会社セルート 営業担当 電話:03-5285-5039 https://www.bio-logi.com/	・特定病原体(二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等) ・諸手続きについて相談可能	2025.12
	ジェットエイト株式会社	ジェットエイト株式会社 創薬開発支援ユニット 電話:03-6231-0527 email: pharma@jet8cargo.com https://jet8cargo.com/contact/	・特定病原体(二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等) ・海外運搬対応 ・諸手続きについて相談可能	2026.1
	日本郵便株式会社	最寄りの郵便局	・カテゴリーA は四種病原体等のみ ・梱包責任者の登録が必要 ・航空運搬は不可	—
	佐川急便株式会社	東京本社 営業開発部 市場開発課 佐川急便メディカル事務局 電話:03-6696-3207 email: sgw_medical@sagawa-exp.co.jp	・特定病原体(二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等) ・航空、海上運搬対応 ・梱包責任者の申告が必要 ・諸手続きについて相談可能	2026.1
カテゴリーB	日本空輸株式会社	電話:03-5762-7013 https://jaw.co.jp/cargo/	・UN3373(カテゴリーB)の梱包依頼も可能(別料金) ・固定された拠点間の定期的な運搬を請け負う	2025.12
	国際空輸株式会社	国際空輸株式会社 担当者 飯田(イイダ)	・カテゴリーA 運搬に関しては要相談	2025.12

⁴⁷ 航空運搬や海上運送の可否は各企業へ問い合わせ・確認を行うこと。

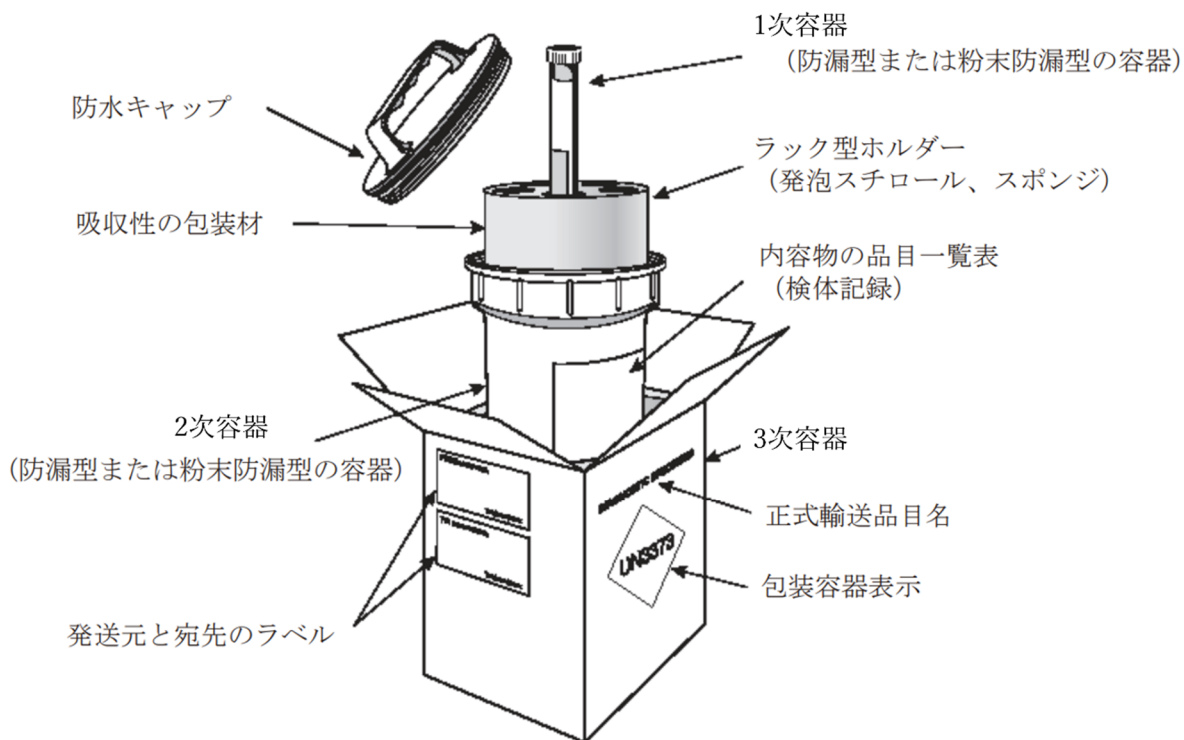
		電話: 03-3767-3649 email: medical@kokuaiikuyu.co.jp https://www.kokuaiikuyu.co.jp/airlift/medical/		
	日本急送株式会社	電話:0120-24-8815 https://www.nihon-kyuso.co.jp/	・UN3373(カテゴリー-B)	2025.12
	佐川急便株式会社	東京本社 営業開発部 市場開発課 佐川急便メディカル事務局 電話:03-6696-3207 email: sgw_medical@sagawa-exp.co.jp	・UN3373(カテゴリー-B)対応 ・航空、海上運搬対応 ・梱包責任者の申告が必要 ・諸手続きについて相談可能	2026.1

参考10. 標示・ラベルのイメージ(3次容器まで)(WHO ガイダンス 和訳版¹³を元に作成)

(1) カテゴリーA(3次容器までを記載)



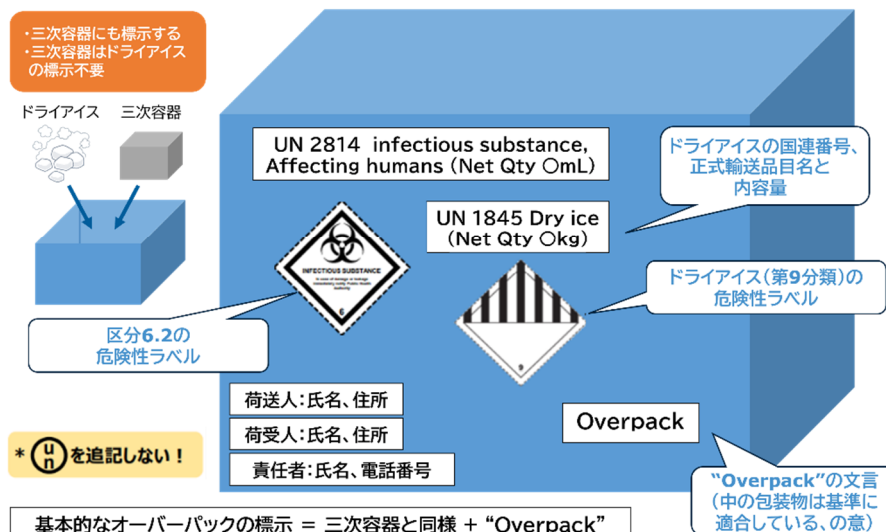
(2) カテゴリーB(3次容器までを記載)



参考11. 標示・ラベルのイメージ(Overpack)(JIHS 令和5年度 希少感染症診断技術研修会「病原体輸送」⁴⁸を参考に作成)

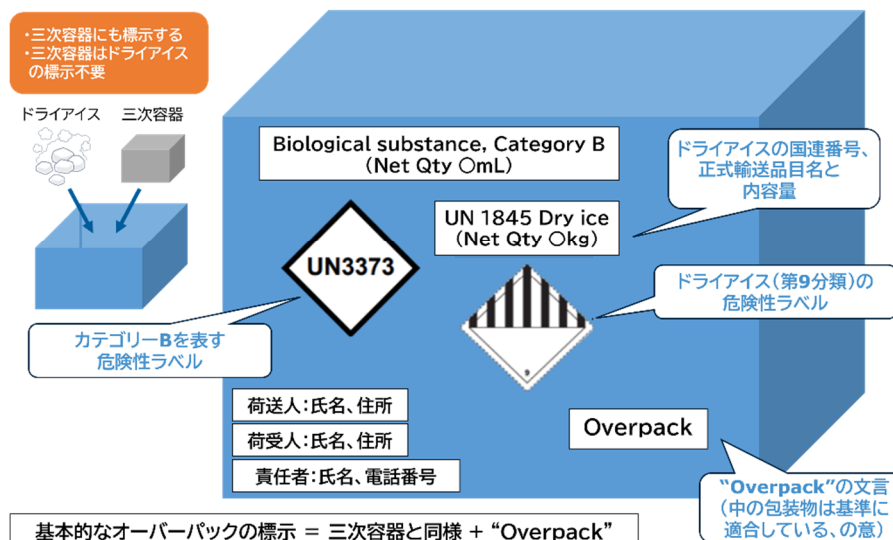
(1) カテゴリーA(この際、病原体名は Overpack に記載してはならない)

ドライアイスをオーバーパックに使用した場合の標示(カテゴリーA)



(2) カテゴリーB(この際、病原体名は Overpack に記載してはならない)

ドライアイスをオーバーパックに使用した場合の標示(カテゴリーB)



⁴⁸ 令和5年度 希少感染症診断技術研修会「病原体輸送」(https://www.niid.jihs.go.jp/images/lab-manual/kisyo/25_R5_Transport_Harada.pdf) (閲覧日:2025年10月27日)

参考12. 一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等の運搬時の携行品一覧

(1) 拡散防止用資材⁴⁹

- (ア) 運搬容器を充分覆うことができるシート
- (イ) 立ち入り制限のためのロープ等
- (ウ) 使い捨てマスク
- (エ) ゴーグル(保護眼鏡)
- (オ) 使い捨てビニール手袋
- (カ) 0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液(500mL⁵⁰ 程度)
(毒素については、0.01%次亜塩素酸ナトリウム溶液でも可)
- (キ) 使用後のビニール手袋等を入れるビニール袋(大)

(2) 特定病原体等 イエローカード⁵¹

(3) 届出対象病原体等運搬証明書

特定病原体等 イエローカード

この車両には特定病原体等が積載されております。

1. 先ず、**警察 110** に連絡し

1. 交通事故が発生、**2** けが人の有無、**3** 特定病原体等イエローカードを見て連絡したことを伝えてください。

緊急の救助が必要なときは、**マスクと手袋**をしてください。

2. 次に、火災発生時は **消防 119** へ

容器が燃え尽きれば、中身の病原体は死滅するため、問題はありません。

事故の通報 **輸送中の緊急連絡先へ**

名称	
電話番号	

外観に異常があったら下記へも通報
厚労省感染症対策課 03-3595-3097

緊急救助が必要な場合以外は、むやみに車に近づかないで下さい。
現場に到着した警察官は、**感染症対策課**へ連絡して下さい。

緊急時の対応
マニュアル
(同乗者/運搬者用)

110番に通報

火災あり / 火災なし

火災の通報 / 事故の通報

交通事故発生時、容器から特定病原体等が漏えいすることにより起こりうるエアロソルの吸入等を起因とする感染の予防のため、以下に従い対応すること。

マスク、ビニール手袋、ゴーグル(または眼鏡)等を装着し、運搬容器の外観を確認。

汚染(漏えい)場所を確認

周囲に人がいる場合は、運搬容器から離れるよう指示する。

汚染場所を十分な量の紙タオルで覆い消毒剤を染みこませる。

シート等で運搬容器を覆い飛散防止を行う。

ロープ等により、周囲の者が立入らないようにする。

救急措置

- 素手に付着した場合は、流水で洗い流し(消毒薬がある場合は使用)、病院に行き、処置を受けること。
- 吸入した場合は、うがいを行い、病院で診察を受けること。
- 診察時に病原体の種類を医師に告げること。

⁴⁹ 厚生労働省「携行品一覧(例示)」

(https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/7_07.pdf) (閲覧日: 2025年3月18日)

⁵⁰ 元資料では「ml」表記だが、現在は国際単位系(SI単位系)で「mL」表記とされているため、本資料ではmLに統一している。

⁵¹ 厚生労働省「特定病原体等 イエローカード」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001164588.pdf>) (閲覧日: 2025年3月18日)

参考13. 書類作成に必要とされる情報一覧

荷送人または荷受人が提供すべき運搬に伴う書類作成、運搬に必要な共有情報			
基本 情報	都道府県 公安委員 会への届 出書類	病原体とその分類	法令に基づく病原体・検体等の名称と感染症法上の 分類 ⁵²
		数量	本数と量
		出発地	事業所名・所在地(住所)
		荷送人	氏名・所属・連絡先・緊急連絡先 (*複数名の登録が望ましい)
		到達地	事業所名・所在地(住所)
		荷受人	氏名・所属 ⁵³ ・連絡先・緊急連絡先 (*複数名の登録が望ましい)
		運搬日時	出発時刻から到達時刻 (到達時刻は出発地、時刻を起点に実際に運搬する ルート決定、所要時間の算定後で無いと決定できな い。通常は運搬業者に任せるべき作業) *記載した時刻から早達もしくは遅延の場合には、運 搬経路を管轄する都道府県公安委員会への連絡が必要
運搬容器 情報	運搬容器仕様	・実際の送付時に使用する運搬容器写真 ⁵⁴ ・Overpack(もしくは3次容器)のサイズ	
	運搬区分	カテゴリ-A	
	Overpackの使用の有無		
	冷却剤の使用の有無とその量	冷却剤種とその重量	
	運搬容器総重量	使用冷却剤及び温度ロガーを含む	
		(厳密な温度管理が必要とされる場 合)希望する温度帯	-60度以下/0度以下/常温
その他、運搬請負 契約に関する情報	温度ロガーの使用の有無	使用する場合は機器の商品名、型番を記載	
	荷物引き取り場所と時間の指定 ⁵⁵		
	荷物引き渡し場所と時間の指定 ⁵⁵		

⁵² 法令に基づく病原体名等を正確に記載すること。

⁵³ (二種病原体等を運搬する場合)厚生局へ提出する二種病原体等所持許可申請書に記載した機関名に記載を揃える必要がある。

⁵⁴ 運搬業者に梱包を依頼する場合、梱包を依頼する容器の荷姿を共有する。

⁵⁵ 荷物の引き取り時間や引き渡し時間は運搬業者との調整中に確定する。

参考14. 書類作成に必要とされる情報 記載例^{56,57}

荷送人または荷受人が提供すべき運搬に伴う書類作成、運搬に必要な共有情報				
基本情報	都道府県公安委員会への届出書類	病原体とその分類	狂犬病ウイルス街上毒(三種)	
		数量	1.5mL アシストチューブ 4本 (0.5mL/tube x4本 計 2.0mL(2.0g))	
		出発地	日本医療研究開発機構・SCARDA 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル21F	
		荷送人	氏名:研究太郎 所属:SCARDA ⁵⁸ 電話:03-AAAA-xxxx 緊急連絡先:070-bbbb-ZZZZ	
		到達地	日本医療研究開発機構・西日本統括部 大阪市中央区備後町 4-1-3 御堂筋三井ビル 6F	
		荷受人	氏名:医療花子 所属:西日本統括部 電話:06-AAAA-xxxx 緊急連絡先:090-bbbb-ZZZZ	
		運搬日時	出発:令和7年3月31日 午前10:00 到達:令和7年3月31日 午後5:00	
	運搬容器情報	運搬容器仕様	実際の送付時に使用する運搬容器写真(1次容器~3次容器及び Overpack まで。ラベルとその記載内容が判別できる画像を添付すること)	
				
				
幅 50mm×奥行 50mm×高さ 60mm				
運搬区分			カテゴリ-A UN2814	
Overpack の使用の有無			あり	
冷却剤の使用の有無とその量	ドライアイス・5kg			
運搬容器総重量	運搬容器総量・1.5kg、ドライアイス・5kg、Data ロガー・0.5kg 計 7kg			
その他、運搬請負契約に関する情報	Data ロガーの使用の有無	あり 温度ロガー(〇〇社製 型番:AAAA)		
	荷物引き取り場所と時	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル21F		

⁵⁶ 参考13の表に具体例を記入したもの

⁵⁷ 本情報の収集以外に、特定病原体等イエローカード(脚注51)に係る対応も必要である。

⁵⁸ (二種病原体等を運搬する場合)厚生局へ提出する二種病原体等所持許可申請書の記載と揃える。

	間の指定	エレベーターホール 令和7年3月31日 午前9:40、電話連絡後合流
	荷物引き渡し場所と時間の指定	大阪市中央区備後町 4-1-3 御堂筋三井ビル 6F 601 会議室内 令和7年3月31日 午後5:00頃 到着およそ10分前に電話連絡すること

参考15. カテゴリーAの運搬に関するチェックリスト(例)

1. 【基本項目】

- (1) カテゴリーAに分類される病原体・検体等であるか
- (2) 運搬するものが一種～三種病原体等である場合、運搬経路を管轄する都道府県公安委員会の運搬証明書や特定病原体等イエローカード⁵¹等必要書類が揃っているか
- (3) 荷送人は運搬業者・荷受人と連絡がとれているか

2. 【基本三重梱包】

- (1) 国連規格の病原体運搬容器(使用期限は製造後5年以内)を使用し、正しい組み合わせか
- (2) 検体を入れた1次容器は防漏性であるか
- (3) 液体検体か(Yesの場合は1)、Noの場合は(4)へ
 - 1) 液体検体を全量吸収出来る、十分な吸収材を入れたか
- (4) 1次容器のキャップに適切なシールを施したか
- (5) 複数検体を入れたか(Yesの場合は1)、Noの場合は(6)へ
 - 1) 検体は何種類で何本か (種類・ 本)
 - 2) 複数検体は個別梱包し相互に接触していないか
- (6) 適切なクッション材を2次容器に充填したか
- (7) 2次容器は密封されているか
- (8) 二次及び3次容器に無関係な物質を入れていないか
- (9) 内容物項目リストを2次容器と3次容器の間に入れたか
- (10) 冷却剤は使用しているか(Yesの場合は1)、Noの場合は次項目へ
 - 1) 冷却剤の種類は〔氷・保冷材・ドライアイス・その他() 〕
 - 2) 冷却材にドライアイスを使用している場合は、2次容器より外側に入れたか

3. 【手続き】

- (1) 病原体・検体等運搬に関する機関内手続きは済んでいるか
- (2) 病原体・検体等は二種～三種病原体等である場合、運搬経路を管轄する都道府県公安委員会の運搬証明書等必要書類が揃っているか
- (3) 荷送人は運搬業者・荷受人と連絡がとれているか

4. 【梱包】※国連規格の病原体運搬容器を使用

(1) 以下のいずれかの要件に合致しているか

- 1) 陸上又は海上運搬であり、容器当たりの質量が 400kg 以下又は 450L 以下
- 2) 航空運搬であり、50g 又は 50mL 以内
- 3) 航空運搬であり、50g 又は 50mL を超え、4kg 又は 4L 以内

(2) 特定病原体等で液体の場合又は非特定病原体等で 50mL を超える液体の場合、1 次容器の口が上を向いているか

5. 【3 次容器への標示等】

- (1) 荷送人の住所・氏名・電話番号の記載はあるか
- (2) 荷受人の住所・氏名・電話番号の記載はあるか
- (3) 内容物を熟知している責任者(緊急連絡先)の氏名及び電話番号の記載はあるか
- (4) ヒトに関わる病原体・検体等の場合「区分 6.2 の危険性ラベル」が貼付され、「UN2814 Infectious substance, affecting humans」及び正味量(Net Qty)の標示
- (5) 動物のみに関わる病原体・検体等の場合「区分 6.2 の危険性ラベル」が貼付され、「UN2900 Infectious substance, affecting animals only」及び正味量(Net Qty)の標示
- (6) 3 次容器にドライアイス梱包した場合は「第 9 分類の危険性ラベル」が貼付され、「UN1845 DRY ICE」及び正味量(Net Qty)の標示があるか
- (7) 【梱包】1-3.に該当し、50g を超える固体又は 50mL を超える液体である場合、貨物機専用ラベルを貼付したか
- (8) 【梱包】2.に該当する場合、天地無用ラベルを相対する二側面に貼付したか
- (9) 運搬時の温度条件がある場合、ラベルを貼付したか(不要、冷蔵(チルド)、冷凍)

6. 【Overpack への標示等】

(1) Overpack(3 次容器の外から保冷又は複数の 3 次容器を一まとめ)を使用しているか(Yes の場合は 1)、No の場合は【文書】へ)

- 1) 発泡スチロールを用いた場合は段ボールやプラダン等で覆われているか
- 2) Overpack 表面に【3 次容器への標示等】と同じ標示等がなされているか。
この際、病原体名は Overpack に記載してはならない。
- 3) Overpack 表面に「OVERPACK」の標示がされているか
- 4) 3 次容器と Overpack の間に保冷剤としてドライアイスを使用した場合は「第 9 分類の危険性ラベル」が貼付され、「UN1845 DRY ICE」及び正味量(Net Qty)の標示があるか

7. 【文書】

(1) 航空運搬か (Yes の場合は 1)、No の場合は【その他】へ)

- 1) 危険物申告書及び航空貨物運送状はあるか(業者が用意する場合は確認したか)

8. 【その他】

- (1) ゆうパック⁵⁹を利用するか(Yes の場合は 1)、No の場合は(2)へ)

- 1) 送り状に品名「病原体」又は「臨床検体」及び注意書き「危険物」の記載はあるか
- 2) 2次容器表面に「この中にドライアイスを入れてはいけない」との標示はあるか
- 3) ドライアスを梱包した場合は、送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」の記載はあるか
- 4) 必要な要件を満たした包装責任者⁶⁰として認定された者が確認を行った上で梱包並びに受渡ししているか。
- 5) 包装責任者の確認の元、適正包装確認済のシールを貼付しているか。

- (2) 送付物がカルタヘナ法の遺伝子組換え生物に該当する場合、最も外側の容器への「取扱注意」の標示があるか

⁵⁹ ゆうパックの場合、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等は送付できない。

⁶⁰ 厚労省や JIHS 主催の講習を受講することで認定される。

参考16. カテゴリーBの運搬に関するチェックリスト(例)

1. 【基本項目】

- (1) カテゴリーBに分類される病原体・検体等であるか
- (2) 荷送人は運搬業者・荷受人と連絡がとれているか

2. 【基本三重梱包】

- (1) カテゴリーBまたは国連規格の病原体運搬容器⁶¹を使用し、正しい組み合わせか
- (2) 検体を入れた1次容器は防漏性であるか
- (3) 液体検体か(Yesの場合は1)、Noの場合は(4)へ
 - 1) 液体検体を全量吸収出来る、十分な吸収材を入れたか
- (4) 1次容器のキャップに適切なシールを施したか
- (5) 複数検体を入れたか(Yesの場合は1)、Noの場合は(6)へ
 - 1) 検体は何種類で何本か (種類・ 本)
 - 2) 複数検体は個別梱包し相互に接触していないか
- (6) 適切なクッション材を2次容器に充填したか
- (7) 2次容器は密封されているか
- (8) 二次及び3次容器に無関係な危険物を入れていないか
- (9) 内容物項目リストを2次容器と3次容器の間に入れたか
- (10) 冷却剤は使用しているか(Yesの場合は1)、Noの場合は次項【手続き】へ
 - 1) 冷却剤の種類は〔氷・保冷材・ドライアイス・その他() 〕
 - 2) 冷却材にドライアイスを使用している場合は、2次容器より外側に入れたか

3. 【手続き】

- (1) 病原体・検体等運搬に関する機関内手続きは済んでいるか
- (2) 荷送人は運搬業者・荷受人と連絡がとれているか

4. 【梱包】※国連規格またはカテゴリーBの規格に適合する病原体運搬容器を使用

- (1) 以下のいずれかの要件に合致しているか
 - 1) 陸上又は海上運搬であり、容器当たりの質量が400kg以下又は450L以下

⁶¹ 使用期限は国連規格容器で製造後5年以内、カテゴリーB容器で購入後5年以内を目途とする。あまりに古い場合は劣化の恐れがあるため使用しない。

2) 航空運搬であり、4kg 又は 4L 以内

(2) 50mL を超える液体の場合、1 次容器の口が上を向いているか

5. 【3 次容器への標示等】

(1) 荷送人の住所・氏名・電話番号の記載はあるか

(2) 荷受人の住所・氏名・電話番号の記載はあるか

(3) 内容物を熟知している責任者(緊急連絡先)の氏名及び電話番号の記載はあるか

(4) 「UN3373 ラベル」の貼付、「Biological Substance, Category B」及び正味量(Net Qty)の記載

(5) 3 次容器にドライアイスを梱包した場合は「第 9 分類危険性ラベル」が貼付され、「UN1845 DRY ICE」及び正味量(Net Qty)の標示

(6) 【梱包】の(2)に該当する場合、天地無用ラベルを相対する二側面に貼付したか

(7) 運搬時の温度条件がある場合、ラベルを貼付したか(不要、冷蔵(チルド)、冷凍)

6. 【Overpack への標示等】

(1) Overpack(3 次容器の外から保冷又は複数の 3 次容器を一まとめ)を使用しているか(Yes の場合は 1)、No の場合は次項【文書】へ)

1) 発泡スチロールを用いた場合は段ボールやプラダン等で覆われているか

2) Overpack 表面に【3 次容器への標示等】と同じ標示等がなされているか
この際、病原体名は Overpack に記載してはならない。

3) Overpack 表面に「OVERPACK」の標示がされているか

4) 3 次容器と Overpack の間に保冷剤としてドライアイスを使用した場合は「第 9 分類の危険性ラベル」が貼付され、「UN1845 DRY ICE」及び正味量(Net Qty)の標示があるか

7. 【文書】

(1) 航空運搬か (Yes の場合は 1)、No の場合は次項【その他】へ)

1) 航空貨物運送状はあるか(業者が用意する場合は確認したか)

2) (他の危険物を同梱した場合)危険物申告書はあるか⁶²(業者が用意する場合は確認したか)

⁶² 非危険物の冷却剤として使用されるドライアイスは危険物申告書が不要な場合がある。(例:ANA Cargo「2014 年 4 月 1 日以降における、「新様式 危険物申告書(非放射性物質)の運用について(国内貨物)」
https://www.anacargo.jp/ja/news/dom_140325.html) (閲覧日:2025 年 12 月 26 日)

8. 【その他】

(1) ゆうパックを利用するか(Yes の場合は 1)、No の場合は(2)へ)

- 1) 送り状に品名「病原体」又は「臨床検体」及び注意書き「危険物」の記載はあるか
- 2) 2 次容器表面に「この中にドライアイスを入れてはいけない」との標示はあるか
- 3) ドライアイスを梱包した場合は、送り状の摘要欄に「ドライアイス在中」の記載はあるか
- 4) 必要な要件を満たした包装責任者⁶³として認定された者が確認を行った上で梱包並びに受渡ししているか。
- 5) 包装責任者の確認の元、適正包装確認済のシールを貼付しているか。

(2) 送付物がカルタヘナ法の遺伝子組換え生物に該当する場合、最も外側の容器への「取扱注意」の標示があるか

⁶³ 厚労省や JIHS 主催の講習を受講することで認定される。

参考17. 感染症法 特定病原体等所持者の法律上の義務・罰則等^{64, 65}

一種～四種病原体等所持者の法律上の義務・罰則等

	一種	二種	三種	四種
所持・輸入の大臣指定	◎			
所持・輸入の許可		◎		
所持・輸入の届出			◎	
感染症発生予防規程の作成	◎	◎		
病原体等取扱主任者の選任	◎	◎		
教育訓練	◎	◎		
滅菌等(指定・許可取消し等の場合)	◎	◎		
記帳義務	◎	◎	◎	
施設の基準	◎/○	◎/○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出(都道府県公安委員会宛)	◎	◎	◎	
事故届出	◎	◎	◎	◎
災害時の応急措置	◎	◎	◎	◎

【◎:法律上の義務・直罰 ○:改善命令】

特定病原体等の移動により、二種から四種病原体等の所持者に課される義務等を同時に履行する必要があることに留意すること。(便宜上一種病原体等を含んだ表で示している)

運搬の届出(都道府県公安委員会宛)について、感染症法第五十六条の二十七に基づいて届け出る必要があることに留意すること¹。

⁶⁴ 厚生労働省「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」内「制度の概要 病原体等所持者の法律上の義務・罰則等」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html) (閲覧日:2025年3月18日)

⁶⁵ 厚生労働省「一種～四種病原体等所持者の法律上の義務・罰則等」(https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/sankou_1.pdf) (閲覧日:2025年3月18日)

参考18. 家伝法 監視伝染病病原体の所持者の家伝法上の義務等^{66,67}

監視伝染病病原体の所持者の家伝法上の義務等

	家畜伝染病病原体	届出伝染病等病原体
所持の許可	◎	
所持の届出		◎
発生予防規程の作成	◎	
譲渡・譲受けの制限	◎	
病原体取扱主任者の選任	◎	
教育訓練	◎	
滅菌等(許可取消時等)	◎	
滅菌等の届出	◎	
記帳義務	◎	◎
施設の基準	○	○
保管等の基準	○	○
災害時の応急措置	◎	◎

【◎:直罰を伴う義務、○:改善命令】

監視伝染病病原体の移動により、監視伝染病病原体の所持者に課される義務等を同時に履行する必要があることに留意すること⁴。

⁶⁶ 農林水産省「病原体の所持等について」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pathogen.html (閲覧日:2025年3月18日)

⁶⁷ 農林水産省「病原体の所持等について」内「1-2. 病原体所持者の義務等について」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pathogen.html (閲覧日:2025年3月18日)

SCARDA 事業における病原体・検体等(分離同定された病原体や病原体が含まれる恐れのある臨床検体、環境検体)の運搬に関する手順書(第1版)

2026年3月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED)
先進的研究開発戦略センター(SCARDA)
